

運転免許証を自主返納される方を支援します。

～高齢者運転免許証自主返納支援事業～

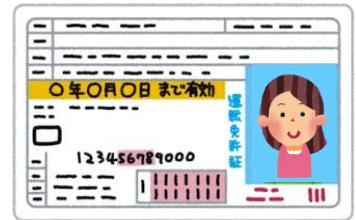
自分らしい毎日のために免許返納で新しい一歩を！

町では高齢者の交通事故防止を図るため、運転免許証を自主返納した方に「タクシー利用券」を差し上げます。ぜひこの機会にご活用ください。

対象者

- ・町内に住所があり、かつ、居住している方。
- ・運転免許証を自主返納される時点で満70歳以上の方。

※保健福祉課の「障がい者社会参加移動支援事業」または「高齢者外出支援事業」の交付を受けている方は対象になりません。



手続の方法

- ① 庄内警察署へ運転免許証を返納します。
- ② 庄内警察署から発行される「申請による運転免許の取消通知書」と「無効後の運転免許証」をお持ちになって役場3階 環境防災課 危機管理係または立川総合支所 総合支所係で申請手続きを行います。
- ③ 初めて申請する場合は、免許返納日から1年以内に申請を行ってください。
- ④ 申請は代理の方でも可能です。

支援の内容

交付される時期によって「タクシー利用券」の枚数が変わります。

交付時期	初めて申請する場合	2～5回目の申請の場合
4月～6月	40枚×500円券(20,000円相当)	20枚×500円券(10,000円相当)
7月～9月	30枚×500円券(15,000円相当)	15枚×500円券(7,500円相当)
10月～12月	20枚×500円券(10,000円相当)	10枚×500円券(5,000円相当)
1月～3月	10枚×500円券(5,000円相当)	5枚×500円券(2,500円相当)

※有効期限は、交付された年度の3月末日となります。

※次年度以降は4回申請することができます。

お気軽にお問合せ下さい

庄内町役場 環境防災課 危機管理係

☎ 43-0246